

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する石狩川改修附帯工事の内 北村幹線揚水機場機械設備製作据付工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月18日

北海道開発局長 遠藤 達哉

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

- 1 工事名 石狩川改修附帯工事の内 北村幹線揚水機場機械設備製作据付工事（電子入札及び電子契約対象案件）
- 2 工事場所 北海道岩見沢市
- 3 工事内容 本工事は、北村幹線揚水機場の揚水ポンプ設備の製作・据付を目的として工事を

行うものである。

1) 主ポンプ設備 製作・据付（横軸両吸込渦
巻ポンプ 口径 800mm、吐出量 $1.33\text{m}^3/\text{s}$ ）

N = 2 台

2) 主原動機設備 製作・据付（防滴保護巻線
形三相誘導電動機 出力 190 kW）N = 2 台

3) 操作制御設備 製作・据付（屋内閉鎖自立
形）N = 1 式

4 工事区分 機械装置

5 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 9 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和 7 年 9 月 3 日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 受付場所

〒060 - 8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目
札幌第 1 合同庁舎 北海道開発局事業振興部

工事管理課（電話011－709－2311 内線
5480）

6 共同企業体の構成員の数、資格要件等

- (1) 構成員の数は、2又は3社とする。
- (2) 構成員の組合せは、北海道開発局における
工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生
手続開始の申立てがなされている者又は民事
再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者について
は、手続開始の決定後、北海道開発局長が
別に定める手続に基づく一般競争参加資格の
再決定を受けていること。）。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
がなされている者又は民事再生法に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者（上記
6(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこ
と。
(4) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日か

ら決定を行う日までの期間に、北海道開発局
工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年
4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名
停止を受けていないこと。

(5) 各構成員が、次の各号の要件を満たすもの
とする。

ア 発注工事に対応する建設業法（昭和24年
法律第100号）の許可業種につき、許可を
受けてからの営業年数が5年以上あること。
ただし、発注工事と同種の工事について相
当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同
施工が確保できると認められる場合におい
ては、許可を受けてからの営業年数が5年
未満であっても、これを同等として取り扱
うことができるものとする。

イ 単体及び特定建設工事共同企業体の代表
者については、平成22年度以降に下記(ア)、
(イ)及び(ウ)の要件を満たす主ポンプ設備の
製作及び据付を元請として施工した実績を
有すること（共同企業体の構成員としての

実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 。

製作と据付は同一工事でなくてもよい。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年度以降に、排水機場又は揚水機場機械設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

製作と据付は同一工事でなくてもよい。

(7) 排水機場又は揚水機場のポンプ設備であること。

(イ) 主ポンプの形式が横軸渦巻であること。

(ウ) 1台当たりのポンプの吐出量が $0.67\text{m}^3/\text{s}$ 以上であること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。

現地での据付期間は、令和8年11月1日から令和9年5月31日までを予定する。

工場製作期間に配置する技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する技術者と同一でなくてもよい。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ア) 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に

限る。)) の資格を有する者、又はこれ
と同等以上の資格を有する者であること。
ただし、特定建設工事共同企業体の場合
は、構成員のいずれか1社が上記の資格
を有する者を配置することとし、その他
の構成員についても、上記の資格を有す
る主任技術者を配置すること。

なお、「これと同等以上の資格を有す
る者」とは、次の者をいう。

- ・建設業法第7条第2号イ又はロのい
れかに該当する者であること（建設業
法第7条第2号イに規定する学科は建
築学、機械工学又は電気工学に関する
学科とする。）。
- ・1級建築施工管理技士、1級電気工事
施工管理技士又は1級管工事施工管理
技士の第1次又は第2次検定合格後、
機械器具設置工事に関し3年以上の実
務経験を有すること。
- ・2級建築施工管理技士、2級電気工事

施工管理技士又は２級管工事施工管理技士の第１次又は第２次検定合格後、機械器具設置工事に関し５年以上の実務経験を有すること。

- ・建設業法第７条第２号に規定する実務経験は機械器具設置工事に限り、実務経験証明書を提出すること。

(イ) 平成22年度以降に、上記イ本文に掲げる据付工事の経験を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成22年度以降に、排水機場又は揚水機場機械設備の据付工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

工場製作において配置する技術者については、上記イ本文に掲げる製作工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が北海道開発局、国土

交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ウ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了履歴を有する者であること。

エ 詳細設計に係わる技術者として、次の基準のいずれかを満たす者を配置するものとする。

なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

(ア) 機械器具設置工事にあっては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学

又は電気工学に関する学科とする。) 。

(イ) R C C M (機械) の資格を有する者。

(6) 出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(7) 代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7 競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8 資格審査申請書類

(1) 提出書類及び提出部数

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体） 1部

イ 特定建設工事共同企業体協定書（写し）
1部

(2) 申請書類の作成に用いる言語 日本語

(3) 申請書類の入手方法

申請書類は、次のアドレスにアクセスして

得るものとする。

[https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/
koujikanri/u23dsn0000000v1h.html](https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html)

9 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10 その他

(1) 共同企業体の名称は、石狩川改修附帯工事
の内 北村幹線揚水機場機械設備製作据付工
事 ○○・△△・××共同企業体とする。

(2) 共同企業体の資格審査を申請する者は、併
せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開
発建設部長が別に公告する入札参加資格の確
認を受けるものとする。

(3) 申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア 北海道開発局事業振興部工事管理課

イ 北海道開発局札幌開発建設部契約業務課